

第 3 回

(仮称) 町田市手話言語条例検討部会

2026年5月21日(木)

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時58分 開会

○篤永担当係長 ちょっとお時間が早いんですけれども、第3回（仮称）町田市手話言語条例検討部会を開催したいと思います。

本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。これより開会させていただきます。

本日の司会を務めます障がい福祉課福祉係担当係長の篤永です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席者の確認をいたします。

越智委員、砂田委員、杉野委員、木村委員、寄林委員、高田委員、陶山委員、以上の7名です。

続きまして、本日の情報保障について御案内いたします。

本日は手話を母語とする委員を中心に議論を行いますので、座席の中心に手話通訳者2名を配置しております。また、木村委員への情報保障として、木村委員の横に要約筆記者の座席を配置しております。各委員の皆様におかれましては、手話通訳及び要約筆記の時間を確保するために、間を空けて発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

情報保障の御案内は以上となります。

続きまして、議事録作成上の留意事項を御案内いたします。

本日、会議の議事録作成のため、委託業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は、指名されましたら御自身のお名前をおっしゃってから発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の検討部会を傍聴される方への御案内をいたします。

傍聴される方におかれましては席に置かせていただきました注意事項を確認し、注意事項を守って傍聴いただきますようお願いいたします。特に、本検討部会は撮影、録音を禁止しております。

また、座席に配置した資料は、会議の結果、内容が変更になる場合があるためお持ち帰りいただくことができません。本日の議事録と確定版の資料は後日、町田市ホームページで公開いたしますので、そちらを御確認いただきますようお願いいたします。

傍聴される方への御案内は以上となります。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

1枚目が、本検討部会の次第でございます。以降は資料の右上に資料番号を掲載しております。

すので、資料番号に沿って御案内いたします。資料1「（仮称）町田市手話言語条例検討部会委員・事務局名簿」、資料2「手話言語条例に関するアンケート調査報告書（当事者）」、続きまして資料3「手話言語条例に関するアンケート調査報告書（民間事業者）」、資料4「（仮称）町田市手話言語条例の条例案について」、続きまして参考資料1「第2回（仮称）町田市手話言語条例検討部会議事録」、参考資料2「手話言語条例学習会兼懇談会議事録」、以上、次第を含めて7点の資料をお配りしております。

お手元で不足しているものがございましたら挙手でお教えてください。

なお、参考資料1と参考資料2につきましては、それぞれ第2回（仮称）町田市手話言語条例検討部会と、手話言語条例学習会兼懇談会の議事録となっております。お時間の都合上、内容の説明は省略させていただきますので、各自で御確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、地域福祉部長の金子から御挨拶させていただきます。

○金子部長 皆さん、こんばんは。私は、この4月に地域福祉部長になりました。名前を金子といいます。どうぞよろしくお願いします。——ずっとこればかりなんです。

前回、1月に第2回のこちらの部会を開かせていただいた後、町田市では市長が変わりました。そして副市長も変わりました。そして、障がい福祉課が所属する地域福祉部の部長も私に変わりました。市長、副市長、部長が変わりましても引き続きこの検討は推し進めていくということで、市長からもお墨付きをもらっております。

そして、市長は実は耳鼻科の医師なので、今まで身体障害者手帳や補装具、補聴器の医師意見書などを書く立場に関わってしまして、聴覚障がいのある方についても御理解がありますので、ぜひともいいものをつくってくださいといったメッセージもいただいているところです。

私も、障がい福祉課の係長時代に手話通訳の派遣事業の担当をしておりましたので、その当時、聴覚障がいの方ともいろいろと懇談をさせていただき、手話通訳者さんからはいろいろお叱り——ではなくて教えていただいて、この世界のことを学んできました。私からも、ぜひともいいものをつくれるように検討をお願いしたいということで、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○篤永担当係長 続きまして、今年4月から事務局職員に変更がありましたので、2026年度の事務局職員から御挨拶させていただきます。

○新谷課長 私は手話はできないんですけども、皆さん、こんばんは。引き続き障がい福祉課長をさせていただきます。2年目になります新谷と申します。

昨年からこのような形で皆さんに検討を始めていただいて、本当に少しずつですけども形

ができてきていること、とても嬉しく思っていますし、今、金子からもありましたけれども、市長からも「頼むよ」と言われていますので、いい条例にしていかなければいけないなと思っています。そのためにも、引き続き皆様からいろいろ御意見をいただきながらいいものをつくっていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○中川担当課長 皆様、こんばんは。前任の笹川の後を受けて4月から参りました中川と申します。よろしくお願いいたします。

○篤永担当係長 昨年に引き続き本事務局を担当させていただいております、篤永です。引き続きよろしくお願いいたします。

このほか吉光という者もこの4月から事務局のメンバーになっているんですが、あいにく本日は欠席させていただいております。今回は出席できるかと思っておりますので、本日は御了承いただければと思います。

○横瀬主事 障がい福祉課の横瀬と申します。2年目になります。引き続きよろしくお願いいたします。

○九々主事 4月より新しく配属されました、今年入庁して1年目になります九々泰斗と申します。まだまだ分からないことが非常に多いんですけども、皆さんに御教示いただきながらこれからいろいろと頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○井口主事 私も同じく今年4月から障がい福祉課に配属になりました、井口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○篤永担当係長 事務局の紹介は以上となります。皆様よろしくお願いいたします。

ここからは、越智部会長に進行をお任せしたいと思います。

越智部会長、よろしくお願いいたします。

○越智部会長 皆さん、こんばんは。これから進行を務めます越智です。よろしくお願いいたします。

今日は3つあります。まず1つ目、アンケートが2つありますので、まずは当事者のアンケートについて話したいと思います。

事務局からよろしくお願いいたします。

○横瀬主事 事務局の横瀬です。

私から、資料2の、当事者向け手話言語条例に関するアンケート調査報告書の内容を報告させていただきます。

初めに、調査の概要について御説明いたしますので、資料2の2ページを御覧ください。

市では、聴覚障がいのある方とない方の日常生活における意思疎通支援の場面をはじめとしたバリアを解消し、聴覚障がいのある方とない方の相互理解のもと、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現を目指すために、（仮称）町田市手話言語条例の制定に向けて、検討部会を設置して検討を開始しています。

本アンケート調査は、条例の条文を検討するにあたって、聴覚障がいのある方の生活の状況や意識を把握することを目的として実施いたしました。

実施期間は2026年2月1日から20日までの20日間で、調査方法は、郵送による回答とウェブフォームによる回答のハイブリッド形式で行いました。

対象者は、市内に在住する聴覚の身体障害者手帳2級または3級の認定を受けた方になっております。

回答者数は、調査対象者545人のうちの249人で、回収率は45.7%でした。

これからアンケートの集計結果について御説明いたしますが、4点の留意事項があります。

まず、1点目です。調査結果につきましては、構成比を表すグラフまたは集計表の場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。したがって、数値の合計が100%にならない場合があります。また、個別の設問において、無回答のような無効の回答がある場合に回答数の合計と回答者数が一致しない場合がありますので、御承知おください。

2点目。複数選択が可能な設問の調査結果を集計したグラフまたは集計表の場合、全ての回答数を合計すると回答者数を超える場合があります。

3点目。本文やグラフ、表の選択肢の表記は、場合により語句を簡略化しています。

最後に、4点目です。自由記述のご意見は、類似の意見を要約して掲載し、個人情報が特定されるおそれのある意見は非掲載としております。また、選択肢に含まれる回答は掲載を省略しています。

調査の概要についての説明は、以上となります。

次に、アンケートの回答についての報告に移りますので、3ページを御覧ください。

問1から問6は、回答者の属性に関する設問となっております。

まず問1、回答者の年代についてです。50歳代が最も多く、40歳代から60歳代が回答者数の過半数、約52%を占めているという結果になりました。

続いて、4ページの問2に移ります。同居している家族等の状況についてですが、家族等と同居している方が約70%を占めているという結果でした。

また、問2で「家族等と同居」と回答した方の中で問3、同居する家族等の聴覚障がいの状況について調査したところ、「全員耳が聞こえる」が最も多く、65.5%を占めているという結果になりました。

次に、5ページに移ります。

問4、当事者の耳が聞こえなくなった年齢についてですが、「未就学（0～6歳）」が最も多く、67.6%。2番目に「40歳代」が多く、8%となりました。

続きまして6ページの間5、聞こえなくなった理由としては「生まれつき」が最も多く、42.9%。2番目に「病気」が多く、34.2%となりました。

続いて問6、当事者自身が手話で会話をするかという設問については、回答者のうち「手話で会話をしない」が過半数の約52%でした。

ここまですが回答者の属性に関する設問の回答結果になります。

次に、7ページからの、手話で会話をする人を対象とした設問の集計結果の説明に移ります。

問7から問11は、問6で「手話で会話をする」と回答した方のみ回答する設問となっております。

まず、問7の当事者が手話を覚え始めた年齢（年代）については、「16～19歳」が最も多く、29.9%。2番目に「小・中学生（7～15歳）」が多く、24.8%となっております。

次に、8ページの間8、当事者が手話を覚えた場所については、「ろう学校」が最も多く、33.3%、2番目に「友人・同僚から教わった」が多く、23.2%となっております。その他の少数回答としては「通っていた専門学校にたまたま手話の授業があった」「YouTubeの動画を見て覚えた」などといったものがありました。

続いて9ページに移りまして、問9、当事者が手話を覚えたきっかけについては、「友人や同僚にろう者がいるため」が最も多く、29.5%。2番目に「手話を学ぶ必要性を感じたため」が多く、22.5%となりました。

続きまして10ページ、問10、当事者が家族と会話するときによく使う会話方法は、手話で会話をする方では「手話」が最も多く、24.5%。2番目に「読話（口の動きを読む）」が多く、23.6%となりました。

11ページに移りまして、問11、当事者が家族以外と会話するときによく使う会話方法は、手話で会話をする方では「筆談（手書き）」が最も多く、21.1%。2番目に「手話（手話通訳の利用を含む）」が多く、17.1%となりました。

以上が手話で会話をする方を対象にした設問の集計結果の説明になります。

続いて、12ページの間12から間14、手話で会話をしない方を対象とした設問の集計結果の説明に移ります。

間12、当事者が家族と会話をするときによく使う会話方法については、「音声(人工内耳・補聴器などを使用)」が最も多く、42.8%。2番目に「読話(口の動きを読む)」が多く、21.4%となりました。

次に、13ページの間13、当事者が家族以外と会話をするときによく使う会話方法は、「音声(人工内耳・補聴器などを使用)」が最も多く、44.1%。2番目に「読話(口の動きを読む)」が多く、24.3%となりました。

続きまして、14ページの間14、当事者が手話で会話をしない理由は「手話を使わずに会話ができるから」が最も多く、37.3%。2番目に「今まで手話を学ぶ機会がなかったから」が多く、23.2%となりました。その他の回答としては「年齢的に習得は難しい」「視覚障害もあるから」などといったものがありました。

ここまでの、手話で会話をしない方を対象とした設問の集計結果の説明になります。

続いて、15ページの間15から最終設問の間20までの説明に移ります。

なお、間15から間20は手話で会話する方、しない方、共通の設問となっております。

間15は、当事者が特に耳が聞こえないことで困るのはどのような場所かという設問になっており、「病院・薬局」が最も多く、24.6%。2番目に「交通機関」が多く、17.1%という結果になりました。

続きまして、16ページの間16、間15で回答した困った場所において、どのようなことに困るのかという設問です。お時間の都合上、多く寄せられた回答を御報告いたします。

聴覚障がいへの理解・配慮に関するご意見としては「どこへ行っても聞こえる前提で対応されるので、聞こえないことを伝えることからはじめなくてはならない」といった御意見が多く寄せられました。意思疎通の方法・話し方に関するご意見としては「コロナの影響でマスクしているところが多いので、マスクされると口が読めないのがわからない」「声が小さかったり、早口で、聞き取れないことがある。もっとはっきりと聞き取りやすく話してほしい」といった御意見がありました。

17ページの病院・薬局に関する御意見では「名前を呼ばれていても聞き取れず、後回しにされるのがつらい。できれば番号札などで表示してくださると助かります」といった御意見が寄せられました。

次に20ページ、間17、間15で回答した場所において、聴覚障がいのある方に対する情報保障

（手話・文字情報など）として、どのような対応を期待するかという設問についてです。「聴覚障がいの特徴を理解して親切に対応してほしい」が最も多く、29%。2番目に「手話または文字で情報が得られるようにしてほしい」が多く、21.4%という結果になりました。

続いて、21ページに移ります。

問18、障がいのある方への合理的配慮や、聴覚障がいのある方の意思疎通支援に関する法律や条例のうち、当事者が知っているものについて回答するという設問ですが、「障害者差別解消法」が最も多く、53.8%。2人に1人以上の方が認知されていました。2番目には「町田市障がい者差別解消条例」「東京都障害者差別解消条例」が24.1%と続いており、4人に1人が認知していました。

次に、22ページの問19、当事者が、町田市が制定する手話言語条例の制定を通じてどのような地域社会になることを期待するかについてですが、「聴覚障がいがあっても暮らしやすい地域社会になってほしい」が最も多く、30.8%。「聴覚障がいについて理解のある地域社会になってほしい」が2番目に多く、26.1%となりました。

その他の回答としては「大人だけでなく、小中学生など子供たちに手話・聴覚障がい者を知ってほしい」という御意見などがありました。

最後に、問20のその他の御意見について、幾つかピックアップして御報告いたします。

初めに23ページ、手話への理解、普及に関するご意見の②では日本手話への理解、③では日本語対応手話への理解についての御意見がありました。

続いて24ページ、手話の学習機会に関するご意見の①②③では、ろう者が手話を学ぶことができる機会の確保についての御意見がありました。

最後に25ページ、手話言語条例に関するご意見の⑤「聴覚障害者が社会的に生きやすい社会になって欲しい。また若い難聴者が目標や目的を持って生きられる社会になって欲しい」といった御意見もありました。

ほかにも多数の御意見を頂戴しておりますが、報告はここまでとさせていただきます。

当事者向けの手話言語条例に関するアンケート調査報告書についての事務局からの報告は、以上です。

○越智部会長　ありがとうございます。

今、御説明いただきましたが、質問、また意見交換をしたいと思います。

まず、質問があれば先にいただきたいと思います。質問はございますか。

○砂田委員　町田市聴覚障害者協会の砂田です。

質問です。

調査対象者が545人に対して回収率が半分以下になっておりますが、この年齢を知りたいんですね。全員の中の年齢構成を知りたいんですが。回答くださった方の年齢構成だけではなく、送った全員、545人の年齢構成を教えてください。

スマホや郵送方法や、文章がちょっと苦手で答えられない方もいらっしゃるかと思いますので、そのあたりで年齢構成を知りたいと思います。

○越智部会長 回答された方の年代はありますが、聞いた人全体の年齢構成を知りたいという質問でした。このあたり、分かりますでしょうか。

○横瀬主事 全体の年代の構成比については調査を行っていないため、現時点では数字を出すことは……

○新谷課長 すみません、そのデータはもちろん戻って調べれば分かるんですけども、今日は持ち合わせていないので、後日お示しさせていただく形でもよろしいですか。

○越智部会長 後でもよろしいですか。

○砂田委員 大丈夫です。

○越智部会長 後で御報告いただくということで、メールで……

○新谷課長 メールで送らせていただきます。

○越智部会長 ほかに質問ございますか。

○寄林委員 寄林です。

当事者の方から見て、今回の結果に関して思っていることとちょっと違うとか、違和感を感じるとか、聞こえない当事者の方々がそういう思いを抱く部分はありますでしょうか。

○越智部会長 3人ですか。

○寄林委員 木村委員も含めて。

○越智部会長 では、順番に答えましょうか。見て何か感じた、ちょっと違和感があるなということがあったら。

○杉野委員 杉野です。

すみません、まだ細かくは見ていないんですけども、大体は把握したんですが、手話で会話をしない人が52%超とこれを見て知ったわけですが、ちょっとこれは大丈夫なのか、不安があるなという気がします。何か方法を考えなければいけないんだなと感じました。

○越智部会長 砂田委員、何かありますか。

○砂田委員 自分がろうですので、イコールやはり手話が必要という立場なんですけど、しかし、

聞こえない立場で言うと、やはり聞こえないということを皆さん気を遣って言わない、手話を使わない、本当はできるけれどもできないみたいに言ってしまう雰囲気があるのではないかと感じたんですが。

杉野委員もおっしゃったように、手話に対して抵抗感を持っているとか、また、見えないところではやっているのかもしれない。だからもっと手話を広め、手話は楽しいよ、手話は言語だよということをアピールして、みんなが「そうなんだ」という環境をつくる必要があるのではないかと感じた次第です。

特に……、ちょっと待ってくださいね。今、ページを探しています。ちょっと場所が分からないんですが、手話言語条例をつくることは認めないみたいなのがありましたよね。コミュニケーションにこだわる、そういう記述もあったので、それは別であるということが分からないのかなと感じました。自由記述のところ。そこのところを、ちょっと考えなければいけないと思いました。

○木村委員 木村です。

違和感というのは特には感じていません。百人百色と言われるくらい一人一人それぞれの考え方がありますので、それは当然かと思います。ただ、このアンケートを見ますと、生まれつき聞こえない方とは別に、40代から聞こえなくなっている、いわゆる中途失聴者も結構いらっしゃる事が分かりました。また、手話を覚える年代もまちまちということを見ますと、やはり手話を覚える年代、それから聞こえなくなった年代によって考え方がまちまちなのではないかと受け止めました。

○越智部会長 ありがとうございます。

○寄林委員 ありがとうございました。

私を感じたことは、杉野委員から、半分以上手話を使っていないという回答があったというお話がありましたけれども、手話を学ぶ機会がなかったからということと、その他の回答の中に「手話を覚えたいですが、教えてくださる場所を教えてください」というのがあって、聞こえる人たちに対しての手話講習会は町田の中にあるけれども、聞こえない人たちが手話を学ぶ場が不足しているのかなということはちょっと感じました。その辺も課題として受け止めなくてはいけないのかなと思いました。

○越智部会長 ありがとうございます。

私からも1つ言います。

回答率は50%に近いわけですね。これは、ほかの回答と比べると多いほうなんですね。普

通は30%、40%が当たり前なんですね。だから50%に近いというのは多いほうです。逆に言うと、手話言語条例に興味を持っている、関心を持っているという証左なのかもしれません。

そして、手話は要らないということではなくて、どちらかというと、ろうよりも難聴者の立場の人が多いのではないかなとは感じました。実際に、聞こえない人が全国で30万人以上いますが、その中で手話ができる率は半分以下ですよ。半分はいないと思います。そういう状況なんですね。ですからアンケートを配ったときに、耳が聞こえない人は、やはり文字が書けない、分からない、だから答えられないという人も多いと思うんですね。ですから率から言うと、文章がOKな難聴者の回答が多かったのかもしれないですね。難聴寄りの答えになってしまっている、なりがちな部分があるわけですよ。だから、きちんとした分析は必要だと思います。

地元・板橋の場合は普通のアンケートだけではなく、聞こえない人にその場で手話を使って聞くという個別調査をやったんですね。学習会、意見交換会はありましたが、そういう話合いはしましたが、それはアンケートどおりの話ではないですよ。だからこういう回答状況になったのではないかと思います。

やり直しをしろとは言いませんが、そういう状況があることを頭に入れて分析することは必要だと思います。

意見交換をしたいと思います。御意見がある方は御意見を出してください。いかがでしょうか。お願いします。

○高田委員 アンケートを取る前提が、この会議でもいろいろ話し合ったわけですが、やはりアンケートを取るというのは非常に難しい、偏ってしまう傾向も出てしまうので、その辺は……。

前に鈴木係長と話をしたときに、専門職の方にアンケートの取り方等について検討してもらったかどうかという話をしたんですが、その辺は予算上の問題もあって職員が自分のできる範囲でアンケートをつくる、取ると言われてしまったので、それ以上何も言えなかったんですけども、今、いろいろな意見を聞いていて、やはりどういうアンケートの取り方がいいのか、もう少し検討すべきではなかったかと思います。例えば聞こえない人たちが集まる聴覚障害者協会の茶話会でアンケートを取るとか、ウェブ上でのアンケートではなく対面で取ることも必要だったのではないかな。

繰り返しになりますが、アンケートを取るというのは非常に難しいなど、このデータを見て思っております。

○越智部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○砂田委員 高田委員に質問していいですか。

専門というのは、誰のことになるんですか。

○高田委員 データ分析の専門職がありますので、特に心理系の人たちの場合の専門職とか、そういう。

○砂田委員 分かりました。

○越智部会長 お願いする場合は、アンケートをつくる段階でお願いしないと意味がないですよ。ただ、心理的な分析は必要ですね。まあまあ以前と比べるとよくなっていますが、難聴とか中途失聴の方は、やはり手話に抵抗を持っている方がたくさんいらっしゃるわけですよ。

昔、全国難聴者大会が東京で開かれたときに、分科会の講師をしたんですね。いろいろな話の中でやはり抵抗感を持つ人がいることが分かったので、「自分のためではなく、みんなと話すために手話を覚えてみる方法もあるんじゃないかなと思いますよ」という言い方でやさしく遠回しに言ったけれども、それでも「手話の押しつけ」と言われてしまったんですね。それぐらい抵抗感を持っている人はいるので、ある程度はそういう状況があることは仕方がない。

逆に言うと、そういう手話に対する理解のない人、中途失聴難聴者——ろう者にもいますよ。ろう者の中にも手話は要らないんだ、筆談でいいという人もいますよ。大学の後輩にいました。そういう人に対して手話とは何か、手話への理解を進めようと思ったときには、やはり条例ができることが1つ大事だと思う。

だから今回の結果を見て、その解決のためにも手話言語条例をしっかり進めなければいけないと感じました。

木村委員、その辺はいかがですか。

○木村委員 先ほど越智部会長がおっしゃったように、難聴者、中途失聴者で手話はいらないという方もいらっしゃいます。ただ、今回は手話言語条例をつくるためのステップアップなので、手話を使うことによって世界がどう広げられるかということをポイントにして決めるほうが大事ななとは感じています。

また、このアンケートにも書いてあるように、手話に絞らずコミュニケーション条例もつくってほしいという回答がありましたけれども、それはもちろんコミュニケーション条例も大事だと思っています。それは別物だということをどこかでアナウンスする必要があるのではないかと感じています。

○越智部会長 ありがとうございます。

陶山委員、いかがでしょうか。

○陶山委員 商工会議所の陶山でございます。

アンケートについてですけれども、質問としては、身体障がいのうち聴覚障がい2級、3級という方にお取りしましたということで皆さん御議論なさっている。難聴の方も相当数含まれることが分かりましたので、その辺の割合というのですか、そこら辺を知った上でこのアンケートをどう使うか皆さんが御議論したほうがいいんだなということが分かりましたが、「何級はこういう状態である」ということを私自身が分かっていないので、そこは後で教えていただければなと。

ただ、先生方はじめ町田が手話を使って日常生活、耳の御不自由な皆さんの日常生活やお気持ちのほかの市区町村だったり全国と比べて特別に何かということであれば、このアンケートを徹底的に使ったほうがいい気はするんですけれども、ほかの市区町村とそんなに変わらないということで、特に手話などを日常で使っていらっしゃる方のデータがもし別にあるのであれば、それも重ね合わせながら進めてもさほどずれてはいかないのかなという気もいたしました。

また、手話を使いたくないと思っていらっしゃる方が一定数いるんだなということも分かりました。ほかの障がいをお持ちの方との関わりの中で、自分が持っている障がいをほかの方に伝えることに対して非常に苦しい思いをしている人がいっぱいいるんだなということも分かって、それこそアンケートで承知することができて、障がい者差別解消条例をつくるときも「障がいをお持ちの方が御自身のことを人に伝える努力をしてみましよう」みたいなことも盛んに議論いたしました。そうでないと分かれなないということがあったからです。なので、この手話言語条例をつくる段階で、手話を使いやすい社会の雰囲気をつくっていくことがとても重要なんだなと思った次第でございます。

○越智部会長 ありがとうございます。

いろいろな人がいらっしゃる。手話に対してもいろいろな考え方があることがアンケートの結果で分かったと思います。それを基にしてどう進めるのかは、これから議論すればいいかなと思います。

私が見ていて、考え方がまちまちであるということと、もう一つは、この困っていることへの回答等は、手話言語条例というよりも差別解消条例に合った内容が多いかなと思いました。条例をつくるときに、そのあたりをどうフォローするのもこれから話し合いをする必要があると思います。

町田市差別解消条例は、もうあると伺っています。それがまだまだ聞こえない人にとって、

フォローできていない部分があると思うんですね。ですから手話言語条例をつくる中で、コミュニケーションを含めて幅広い支援ができるような内容をつくっていけば、意見を聞いて「あ、思っていた手話言語条例とは違う」と考え方が変わってくるのかなと思うので、そのあたりを念頭に据えて進めたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

なければ、予定時間も過ぎたので、次の議題に進みたいと思います。

アンケートがもう一つあります。民間事業者のほうのアンケート結果の説明をお願いします。

○横瀬主事 資料3、民間事業者向けの手話言語条例に関するアンケート調査報告書について御説明いたします。

初めに、調査の概要について御説明いたしますので、2ページを御覧ください。

本アンケートは、条例を検討するにあたって、手話を必要とする聴覚障がいのある方が日常生活で利用する医療機関や商業施設・店舗、飲食店、公共交通事業者等においてどのような配慮をすることができるのか、聴覚障がいのある方との意思疎通の現状と課題を把握することを目的として実施しました。

実施期間は、2026年2月1日から3月2日までの1か月間で、各団体に依頼文とアンケートを送付し、ウェブフォームによる回答を依頼しました。

なお、対象者は市内に事業所等を有する医療機関、商業施設、店舗、飲食店、公共交通事業者等となっています。

また、回答者数は100事業者でした。

報告書の見方については、資料2で御説明した内容と同様になります。

調査の概要についての報告は、以上です。

次に、アンケートの回答についての報告に移りますので、3ページを御覧ください。

問1から問3は、回答者の属性に関する設問になっています。

まず問1、回答者の業種についてですが、「病院・診療所」が最も多く、35%。2番目に「サービス業」が多く、14%という結果になりました。

次に4ページ、問2、回答者の従業員の数ですが、「5～9人」が最も多く、25%。2番目に「1～4人」「101人以上」が多く、23%となりました。

続いて問3、回答者が業務において聴覚障がいのある方の対応をしたことがあるかについては、「聴覚障がいのある方の対応をしたことがある」が最も多く、69%を占めました。

続きまして5ページの問5から問7、聴覚障がいのある方の対応経験がある事業者を対象と

した設問についての報告に移ります。

問5から問7は、問3で、聴覚障がいのある方の対応または雇用をしたことがあると回答した方のみ回答する設問になっています。

5ページの問5、回答者が聴覚障がいのある方と対応したときに困ったことがあるかについてですが、「困ったことがない」が52.8%と、やや多くなっています。

続いて6ページの問6、問5で「困ったことがある」と回答した方が、聴覚障がいのある方との対応でどのようなことに困ったかについてです。いずれの事業者についても、伝わりづらさ、伝えるのにかかる時間、正確な情報を伝えられているかという不安など、意思疎通支援の難しさに関連した御意見が寄せられました。

また、7ページ、大学からのご意見の③④のように、予算や人員、アプリ等の環境整備に関する問題についての御意見もありました。

続きまして問7、回答者が聴覚障がいのある方に対してどのような配慮をしているかについては、「筆談用のメモとペン、ホワイトボード、タブレット端末などを準備している」が18.4%。2番目に「対応時に、相手が希望するコミュニケーション方法を確認している」が多く、18%という結果になりました。

以上が、聴覚障がいのある方の対応経験のある事業者を対象とした設問についての報告となります。

次に、聴覚障がいのある方の対応経験がない事業者を対象とした設問の報告に移ります。

こちらは問3で、聴覚障がいのある方の対応または雇用をしたことがないと回答した方のみ回答するものとなります。

9ページの問8を御覧ください。回答者が聴覚障がいのある方に対応する場合、どのような配慮をすることができるかについてですが、「筆談用のメモとペン、ホワイトボード、タブレット端末などを準備する」が最も多く、21.8%。2番目に「対応時に、相手が希望するコミュニケーション方法を確認する」が多く、15.5%という結果になりました。

以上が、聴覚障がいのある方の対応経験がない事業者を対象とした設問の報告になります。

続きまして10ページ、聴覚障がいのある方の対応経験がある事業者と、ない事業者、共通の設問の報告に移ります。

問4、回答者が聴覚障がいのある方の特徴について知っていることは、「大きな声で話し掛けたり、呼び出しても聞こえない人がいること」が最も多く、19.9%。2番目に「聴覚障がいのある方ごとに、聞こえ方に違いがあること」が多く、18.9%という結果になりました。

同じく10ページの間9、障がいのある方への合理的配慮や聴覚障がいのある方の意思疎通に関する法律や条例のうち、回答者が知っているものについては、「障害者差別解消法」が最も多く、26%。2番目に「町田市障がい者差別解消条例」が多く、8.0%という結果になりました。

最後に、11ページの間10、その他、聴覚障がいのある方への対応や配慮についての御意見を報告いたします。

医療機関・薬局からは、御意見②③④のように、聴覚障がいのある方の特性を理解して対応したいという御意見がありました。また、⑧⑨のように、アプリがあることで便利になったという御意見がありました。

交通事業者からも、②で翻訳ディスプレイを活用したという内容の回答がありました。

民間事業者向けの手話言語条例に関するアンケート調査報告書に関する事務局からの報告は、以上です。

○越智部会長 ありがとうございます。

今の説明に対して、まず御質問はございますでしょうか。

○砂田委員 質問ですが、100事業者の全てから回答があったということですね。

次に、3ページの「サービス業」というのはどんなお店のことなのか知りたいということ。

最後の質問は、「困ったことがない」という回答は、今までスムーズに対応ができた、コミュニケーションが取れたという意味だと受け止めてよろしいでしょうか。

○越智部会長 今の質問の内容、分かりますでしょうか。「サービス業」の内容について教えてください。

○陶山委員 民間事業者の皆さんに今回の手話言語条例に関するアンケートをお願いに上がったときに同席させていただいたので、そこら辺も含めてお話しさせていただければと思います。

砂田委員がおっしゃったように100事業者に送って100事業者から反応があったということでは、恐らくないと思います。もっと本当に多くの事業者に「こういうアンケートを行います」ということで、それぞれの団体がそれぞれの手法でお伝えして、そこで反応いただいた方が100事業者あったということだと思っています。

それから、例えば商工会議所での「サービス業」の定義についてお話ししたいと思いますけれども、どちらかというと「他に分類されない業種」という言い方のほうが適切かもしれません。建設業とか商業とか不動産業とか金融・土業といったことではなく、例えばソフトウェアを開発していますとか理容院・美容院でありますとか、あとは民間で医療・介護・福祉などの

事業を行っている事業所も「サービス業」に入っているところがございますので、明確な定義というよりも、先ほどの繰り返しになりますけれども、ほかに分類されない、いわゆるイメージどおりのサービス業ですということが含まれている。

恐らく法人会さんにおいても青年会議所においても同様の分類ではないかと思っているところでございます。

○砂田委員 分かりました。

もう一つお聞きしてもいいですか。3ページの業種の下のほうに「その他」とあるんですが、そこは何が当たるんでしょうか。

○陶山委員 そうですね。「他に分類されない」と言ったらさらに「その他」が出てきてしまって、どうなっているんだという話になりますけれども、ごめんなさい、私の知り得る範囲では、繰り返しになってしまいますけれども、商工会議所、法人会、青年会議所等の中では、ここに書かれている業種のほか割とサービス業に集約されているんですけれども、今回「あなた様は何業ですか」と回答してもらったのかな——の中で、自ら「その他」に○をした方が「その他」に分類されているのかもしれないと想像します。

○砂田委員 ありがとうございます。

○越智部会長 今の説明でよろしいですか。事務局は、いかがでしょうか。

○中川担当課長 これはウェブで回答していただいているので、その回答の元データがあるんですが、すみません、今パッと出ませんので、先ほどのものと同じように、後ほど改めて御回答させていただければと思います。

申し訳ございません。

○越智部会長 大丈夫です。では、改めてそれもメールをお願いします。

先ほどの質問にあった、「特に問題がなかった」という回答が半分以上でしたがこれは本当にコミュニケーションがスムーズにできて問題がなかったのか、それとも気づかなかっただけなのか、そのあたりの分析はどうなっていますか。

○新谷課長 アンケートのこのような項目で回答いただいたことなので、正直、本当にうまくスムーズにいった場合もあると思いますし、逆に気づかなくて、もしかしたらろう者の方は困っていたけれども、事業者はそこに気づかなくて問題なかったと認識したということもあり得ると思っています。

ただ、ごめんなさい、今回のアンケートの中ではそこまで細かく分析はできないので、どうかと言われれば、その両方が含まれる可能性はあるかなというのが正直なところですよ。

○陶山委員 まさにおっしゃったとおり、今回、回答してくれた人、回答しようとしてくれた人との話の中であったのが、当事者の立場に立ったときに耳が御不自由なお客様は困っていたかもしれないけれども、サービスを提供する我々が困った事態にはならなかったというものに関しては「困ったことがない」に含まれていると思ってよろしいかと思います。そのお店だったり会社だったり耳の不自由な方に十分対応できたので困ってはいないよと捉えてしまうと、少しづれ始めるかなという気もしますかね。

ただ、まさにおっしゃるとおり、その辺の分析はなかなかできない感じだなと思っている次第です。

○越智部会長 ありがとうございます。

当事者のアンケートに「困ったことがありますか」という質問がありましたよね。結構たくさん内容の困りごとの回答がありましたよね。ですから、やはりそのあたり、どうなんでしょう。半分以上は困っているんですよね。当事者は困っているけれども事業者のほうは気づいていないというのが、かなりの数あるのではないかと想像はできます。そのあたりの分析は必要かなと思いますけれども。

ほかに御意見ございますか。

○木村委員 逆に「困ったことがある」というアンケートを見ていると、病院と大学が結構多い。サービス業とか金融業、工業・建設業とかそういうところでは、筆談等をすれば何とか通じる。でも、サービス業の中でも専門用語があると通じないという、そこら辺も困ったことに分析されているのが読んで分かります。

なので「困ったことがない」というのは多分、先ほどおっしゃったように、自分の立場から言うと「通じたんだな」という理解で「ありません」と答えられたのかも分からないし、その辺は、やはり越智部会長がおっしゃったように分析が必要ではないかと感じました。

○越智部会長 ありがとうございます。

当事者のアンケート調査の15ページでは、このように、困っていることとしてかなりの数が出ています。これを見ると困った経験がかなりたくさんあるはずなんですね。ですから半分以上が「問題なかった」という回答は、ちょっとずれがあると思います。実際に話もできないまま終わってしまっているケースがほとんどなのではないかと考えられます。だから、そういう考え方を持って進める必要があるのかなと思います。

○寄林委員 「困ったことがない」が半分よりちょっと多いというところと、今、越智部会長がおっしゃったように当事者のほうではいろいろ困っていることがあるという回答を比べたと

きに、本当に表面的な分析、本当はもっと細かい分析が必要なんだろうけれども、ある意味では事業所とか、いわゆる一般の聞こえる人たちの聴覚障がいに対する理解がまだまだ行き渡っていないというか、聞こえない人たちのことがまだ理解されていない状況があるのかなと捉えられるのかなと思います。

○越智部会長 今、お話があったように、そういう見方も必要だなと感じます。「困ったことがない」「そうか、よかった」ではないですね。逆に知らない人が多い、そのように受け止めたほうがいいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

○中川担当課長 先ほどの、業種の「その他」の4件は具体的にどういうところか、回答を保留させていただいたところですが、今、アンケートの元データを確認させていただきました。

実際のアンケートの聞き方としては、例えば「病院・診療所」とか「サービス業」等が並んでいて、一番最後に「その他（具体的にお書きください）」という形でお伺いする形式になっております。

その中で1個ずつしか回答がない業種として、公益法人、町田青年会議所、政治活動事務所、衛生検査業と書いてあるところが、恐らくこの「その他」の内訳かと思われます。

以上、先ほど保留させていただいた答えになります。

○越智部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か御意見、お願いします。

○陶山委員 ぜひ民間事業者にアンケート調査をしてほしいとお願いさせてもらった立場もございますので、改めてお話しさせていただきたいと思います。

今回このアンケートで「困ったことがない」という回答が半分ぐらいあって、信憑性がどうなんだろうという御意見は本当にそのとおりなんですけれども、そもそも知らない事業所がほとんどだったというところでございまして、実は、この民間事業者向けのアンケートに答えていくと、耳の御不自由な方がどんなことに困っているのか、どんなことを望んでいるのかを想像できるようなつくり方をしたつもりでもいるのです。アンケートは読んだけれども、記入して返信まではしていない事業所が相当数あると、私はやり取りで感じているのです。

また、障がい者差別解消条例のときもそうでしたけれども、サービスを提供する側の意見が何も反映されずにできてしまうと、「これができたから守ってね」と言われても自分事になりにくいという経験もしてきたので、今、町田市は手話言語条例をつくろうとしているんだとい

うことを民間企業の皆さんを通じて町田市じゅうに知ってもらう一つのアクションとしては、よかったのではないかと感じています。

これができた後も「あ、あのときアンケート見たよ。返信にまでは至らなかったけどね」というところも、受け止めやすくなるのではないか、そんな効果もねらったところがあることを御承知いただければと思っているところでございます。

○越智部会長 今、お話しいただいたとおり、アンケートの目的は状況を調査することだけではなく、理解というか、気づき、気づいてもらうという面もありますよね。そういう意味では、送りました、お願いしました。皆さん受け取っているわけです。見ないで捨ててしまった人もいるかもしれませんが、一応目を通して、そして答えはしなかったけれども「あ、こういうものがあるんだ」という記憶は残っていると思うんですね。それだけでも少しは効果があると感じます。

ありがとうございます。

ほかに、どうでしょうか。

次に大事なテーマがありますので、これは終わりにして、次に、やっと具体的な一歩になりますが、条例の原案について話したいと思います。

説明をお願いいたします。

○篤永担当係長 お手元の資料4「（仮称）町田市手話言語条例の条例案について」を説明させていただきます。

こちらの資料は、条例をつくるに当たり、その具体的な構成をお示ししたものです。お手元の資料に沿ってお話ししていきます。

まず、資料の1ページを御覧ください。

1、前文についてです。

前文とは、条例の冒頭に置かれる制定の背景や決意を述べる文章です。ほかの自治体の手話言語条例の傾向としては、次の2つのことに触れているものが多いです。

1つ目は、手話の言語性と文化的価値です。手話は、手指の動きや表情を使い、独自の文法を持つ一つの言語であること、そして大切な文化的所産であることを定義しています。

2つ目は、法的な位置づけです。障害者基本法において手話が音声言語と対等な言語として認められていることや、過去に手話の使用が制約されていたという歴史的な経緯にも触れています。

先日実施したアンケートの結果では、手話が言語であることが理解される地域になってほし

いという切実な声が多く寄せられています。この前文は、そうした市民や市の願いを形にする部分となります。

次に、2 ページを御覧ください。

2、目的についてです。

町田市が目指す方向性としては、町田市障がい者施策推進協議会へ諮問する際にも諮問理由として挙げておりますが、「聴覚障がいのある方とない方が相互理解の下、誰もが自分の役割や活躍の機会を得られる共生社会の実現」を目的としたいと考えています。文章表現は条例に落とし込む際に変わりますが、意味、内容としては同じにする方向性です。

ほかの自治体の例として板橋区や東京都の事例も記載していますが、町田市でも、手話という手段によってバリアを解消し、自立した生活や社会参加ができる環境づくりを目的として掲げます。

アンケートの結果では、30.8%の方が、聴覚障がいがあっても暮らしやすい地域になることを期待されています。

続きまして、3 ページを御覧ください。

3、基本理念と4、定義について説明します。

町田市の基本理念では、第1回の条例検討部会でも越智部会長から御提唱いただきました5本の柱、1、手話を獲得する、2、手話で学ぶ、3、手話を学ぶ、4、手話を使う、5、手話を守るを盛り込む方向で考えています。

アンケートの結果からは、手話を使う方の中にも日本手話と日本語対应手話の利用者が混在しているという実態が見えてきました。そのため、基本理念は、質の異なる手話への理解や言語選択の自由についても尊重することに触れる内容にと考えています。

また、4、定義ですが、ここは自治体によってまちまちです。「手話」について定義を入れているものだったり、「ろう者」について定義を入れているものがあります。東京都においては前文にその要素が入っています。

用語の定義については、実際に条例の条文を作成するに当たり、条例制定に係る担当部署との調整をする必要があるのですが、その調整の中に入れる、あるいは入れないという判断もあるかと思うので、御承知おきいただければと思います。

続きまして、4 ページを御覧ください。

5、市の責務、6、市民の役割、7、事業者等の役割です。

ここでは、それぞれの立場での役割を定めます。

条文の例を挙げますと、市は、手話への理解促進や環境整備に関する施策を総合的かつ計画的に進める責務を負います。市民の皆様には、手話への理解を深め、市の施策に協力するよう努めていただきます。事業者の皆様にも同様に、理解を深め、協力いただく役割をお願いする方向です。このような方向で考えております。

アンケートの結果からは、店舗や病院での対応について「聴覚障がいの特徴を理解して親切に対応してほしい」というニーズが29%と高く、周囲の理解が何より求められています。

最後に、5ページを御覧ください。

8、施策の推進についてです。

条例を定めた後、具体的にどのような取組を行うか、主な項目は以下のとおりです。

1、手話の普及に関する施策。こちらはリーフレットの配布や動画の配信などです。2、手話を学ぶ機会の確保。こちらは手話の職員研修や市民向け講座などです。3、手話通訳者の養成及び確保。こちらは通訳者の派遣体制の強化などです。例えば現場で効果的な取組として、遠隔手話の活用や手話ができることを示す手話バッジの着用、病院や店舗での合理的配慮としての手話対応などを例として挙げています。現在、スタッフが簡単な手話を学習している職場はわずか1%にとどまっており、今後の大きな課題と言えます。

条例においては、具体的な施策名を挙げていくというより包括的な表現にして、条文に縛られずに施策をしていく方向で考えております。市としては、実際に取り組める施策を行うことが重要と考えておりますので、委員の皆様には、市が皆様と一丸となって推進していく施策について、ぜひお知恵をおかりしたいと考えております。

ここまで、それぞれの項目について御説明いたしました。

次に2点、事務局からの提案とお願いをお話いたします。

まず1点目、提案についてですが、今回の検討部会から本格的に内容の検討をしていくに当たり、その順番について事務局から提案いたします。

まず最初に2、目的から始め、幾つかのチャプターに区切って少しずつ進めていきたいと考えています。具体的には、次回、第4回の検討部会では「2 目的」と「3 基本理念」までを検討し、「4 定義」はほかの条文の書き方によって変わってきますので、一旦飛ばします。次の次の回、第5回では「5 市の責務」から「8 施策の推進」まで、最後に第7回で「1 前文」へと検討を進めていくというイメージです。

なぜ前文が最後なのかといいますと、項目ごとの説明でもお話ししたとおり、市民や市の願い、思いを込める大事な部分なので、時間をかけて検討していくということ、また、この条例

の全体像を表す総括的な部分でもありますので、条文が形になってからの検討のほうがよいと考えているためです。

2点目、お願いについてです。

検討部会では条例案はお示ししていきますが、条文の言葉遣いなどは条例制定に係る担当部署が、この条例全体のバランスや市のほかの条例との整合性などを見て調整していきます。ですので、一つ一つの条文の表現についてはある程度一任していただきますようお願いいたします。

最後になりますが、「手話は言語である」という認識を広め、聴覚障がいのある方が町田市で「手話で通じる安心感」を持って暮らせるようにするためのものにしていきたいと考えています。皆様からいただいた御意見とこのアンケートの声を基に、具体的な施策へとつなげていきたいと考えています。

以上で資料4の説明を終わります。

○越智部会長 ありがとうございます。

これからの話合いの柱の案と、進め方の御説明がありました。前もって打合せで話したんですが、大事なところという話があったように、前文は最初に見るところです。条文のイメージを決める部分になりますので、十分な話合いが必要だと思います。

もう一つ、最後の施策も大事ですね。私が前、講演で話したように、条例をつくった後が大事です。

この2つについて、慎重に話合いをしながら進めたいと思っています。前文は、先ほどお話があったように最後になります。その前に施策。板橋の場合は最後に施策を検討しました。どちらにしても、前文と施策が大事であることを考えて進めていきたいと思っています。

皆さん、これについて御質問、御意見ございますでしょうか。

○砂田委員 気になったところが1点ありまして、5本の柱の中の「手話を使う」という言葉にちょっと抵抗があります。「手話言語があるから使う」と「日本語があるから使う」は同じことですね。「手話で話す」という言葉、「英語で話す」も同じですね。日本語の場合は「日本語で話す」英語の場合は「英語で話す」。「日本語を使う」と言いますでしょうか。だから「手話を使う」というのはちょっと抵抗感があるんですよね。「日本語を使う」「英語を使う」というのと同じでちょっと何か違和感があるので、その辺の意見を聞きたいんですが。

○越智部会長 それについては、私が最初の話のときに言ったと思うんですね。

○砂田委員 そうでしたか、「手話を使う」ということですか。

○越智部会長 同じように誤解される方が多いんですよ。連盟でつくったのもおかしいんですが、「手話を使う」という意味は、正しい言い方をすると「手話通訳を使う」という意味なんです。我々が手話を使うのは当たり前の権利ですよ。法律で決める必要はない。日本語を話しては駄目なんていうことは考えられませんよね。そんなことを法律で決める必要はないです。手話で話すのは当たり前、だから法律は必要ないんです。

だけれども、手話通訳を使える場は少ない。ニュースもついていない。ワイプがないものもいっぱいあるし、役所にも通訳がない窓口はいっぱいあります。町田はあるほうですけども。まだまだいない市町村はいっぱいあります。いつでも、どこでも手話通訳を使える、制限なく手話通訳を使える、そういう社会を目指すべきなんですね。

ですから「手話を使う」というのは話すことではなくて、手話通訳を使うという意味。いつでも、どこでも手話通訳が使える、それを目指しているという意味です。

○砂田委員 手話通訳を使うという意味ですね。それは分かりました。どこにでも手話があるという意味ですね。

「手話を使う」というのは、聞こえる人が言語としてどう感じるのか。聞こえる人がそれを言語として見て、「手話を使う」を見てどう感じるのでしょうかということですね。

○越智部会長 「手話を使う」という表現は誤解を生むので、条例をつくるときに誤解を招かないよう表現の工夫をしなければいけないと思います。別のところで説明を加える等が必要ですね。「手話を使う」というのは、ろう者が手話を使うという意味ではないです。何かちょっと工夫が必要ですね。

○砂田委員 ありがとうございます。

○越智部会長 ほかに、いかがでしょうか。柱と進め方について、いかがでしょうか。

私から見ても、バランスよく整理されていると思います。このまま進めても問題はないかなと思います。内容をまとめ、詰めて、最後に前文と施策の内容をまとめるという形で進めたいと思いますが、いかがでしょう、その進め方で承認いただけますでしょうか。

これで終わるということで大丈夫ですか。

○篤永担当係長 今の御質問への回答につきましては越智部会長からお話いただきましたが、進め方については、この形を取っていくことで御承認いただければ、この形で進めていきたいと考えております。

○越智部会長 では、あとはお任せいたします。進めてください。

○篤永担当係長 ありがとうございます。

そうしましたら、今回の資料4についての御説明と事務局からの御提案は、以上となります。

次回以降につきましては、先ほど事務局から御提案させていただきましたように、前文については今回の部会の後半で検討していく形を取っていきたいと思いますので、次回についてはまた事務局から原案を提案する形で、皆様に御検討いただきたいと思いますので、お待ちしております。

越智部会長、ありがとうございました。

では、以上をもちまして第3回（仮称）町田市手話言語条例検討部会を閉会いたします。

なお、本日言い足りなかった御意見等がありましたら、5月29日までにメールかファクスで事務局に御連絡をお願いいたします。

第4回の検討部会の日程ですが、2026年——今年7月15日の開催を予定しておりますので、御参加をよろしくお願いいたします。

○横瀬主事 先ほど砂田委員からいただいた当事者アンケートでの回答していない方も含めた年代の割合についてですが、後日メールでお送りさせていただきますので、その点、再度よろしくお願いいたします。

○篤永担当係長 それでは、本日の検討部会はこれで終了とさせていただきます。

本日お車でいらした方には駐車券の無料処理の御案内をいたしますので、事務局へお申し出ください。

それでは、閉会いたします。

本日は御出席いただきまして、ありがとうございました。

午後8時35分 閉会